daily コラム

2026年1月26日(月)

〒140-0014　品川区大井1-7-6ＴＨビル2階
ＭＭＩグループ　ＴＥＬ　03-3778-2311　ＦＡＸ　03-3778-2317
Email　dailycolumn@m-m-i-g.com

被災時の税負担を避けたいとき
保険差益の圧縮記帳

事業における火災保険の重要性

最近、火災のニュースが多いですね。

自社の店舗や工場からの失火を防ぐことは勿論ですが、隣家などからの「もらい火」の恐れもあります。この場合、明治時代からある失火責任法という法律により、重大な過失がない限り、賠償責任を問えません。自社の火災保険で手当することになります。

補償対象は、建物や設備、在庫品の損害や、消火活動にかかった費用、休業損失をカバーしたものなど契約により様々です。

＜一般的な保険金の請求書類＞

- 保険金請求書や事故報告書など（加入している保険会社所定のもの）
- 罹災証明書（市町村が発行）
- 工事見積書（建設業者・修理業者）
- 被害の写真、登記簿謄本、印鑑証明など

法人税の「保険差益の圧縮記帳」とは？

このような保険金が入金されたときに、法人税が課税されてしまうと、代わりの資産を取得する金額が目減りすることになり、事業の継続に関わります。そのため、法人税法では、保険金が滅失した固定資産の簿価を上回っている場合には、「保険差益の圧縮記帳」という制度が用意されています。

この制度は、保険差益（保険金－経費－帳簿価額）を、滅失した資産の代わりに取得する資産の取得価額から減額（圧縮）し、圧縮限度額までの金額を所得金額から控除するというものです（一時的な課税の繰延べ）。

＜適用要件＞

- 固定資産の滅失等により保険金等の支払を受けていること
- 保険金等により代替資産（滅失資産と同一種類の固定資産）を取得すること
- 圧縮記帳の経理処理を行っていること（損金経理又は積立金経理）

＜具体例＞

国税庁ＨＰには次のような具体例が挙げられています。

- 滅失資産の直前簿価　1,000万円（Ａ）
- 滅失により支出した経費　50万円（Ｂ）
- 保険金等の額　2,000万円（Ｃ）
- 取得した代替資産の取得価額　3,000万円（Ｄ）

この場合、保険差益の額は、差引保険金（Ｃ－Ｂ）から滅失資産の簿価（Ａ）を差し引いた950万円となります。この例では、差引保険金（Ｃ－Ｂ）が代替資産の取得価額（Ｄ）にすべて充てられているため、保険差益の額がそのまま圧縮限度額となります。

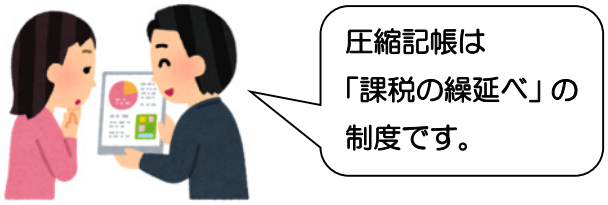

補足と解説（お客様へは１ページ目だけを送付してください）

国税庁ＨＰ　タックスアンサー
No.5608 保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5608.htm

【引用】

〔概要〕

法人がその有する固定資産の滅失または損壊により、その滅失または損壊のあった日から 3 年以内に支払の確定した一定の保険金、共済金または損害賠償金（以下「保険金等」といいます。）の支払を受け、その支払を受けた事業年度において、その保険金等をもってその滅失をした固定資産に代替する同一種類の固定資産（以下「代替資産」といいます。）の取得をするか、損壊を受けた固定資産や代替資産となるべき資産の改良をした場合は、これらの固定資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理することにより減額、または、確定した決算において積立金として積み立てる方法等により経理したときは、その減額または経理した金額を損金の額に算入する圧縮記帳の適用を受けることができます。

また、法人が保険金等の支払に代えて代替資産の交付を受けた場合にも、その代替資産について、圧縮記帳の適用を受けることができます。

なお、保険金等の支払を受けた事業年度に代替資産の取得または改良ができない場合でもその翌期首から原則として 2 年以内に代替資産の取得または改良をする見込みであるときは、圧縮限度額の範囲内の金額をその事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法により経理したときは、その経理した額を損金の額に算入することができます。

（中略）〔対象者または対象物〕

所有固定資産の滅失または損壊により保険金等の支払いを受けた場合に、一定の要件に該当する代替資産を取得し、損壊資産等を改良し、または代替資産の交付を受けた法人（清算中のものを除きます。）

〔計算方法・計算式〕

(1)　保険金等の支払を受けた場合

圧縮限度額＝保険差益金の額（※）

×　代替資産の取得又は改良に充てた保険金等の額（分母の金額に達するまでの金額）／（保険金等の額－滅失又は損壊により支出する経費の額）

※　保険差益金＝（保険金等の額－滅失又は損壊により支出する経費の額）－滅失又は損壊した固定資産のうち被害部分に相当する金額

（中略）

〔具体例〕

保険金等の支払を受けて代替資産を取得した場合の計算例

被害（滅失）直前の帳簿価額	1,000 万円
滅失により支出した経費の額	50 万円
保険金等の額	2,000 万円
保険金等により取得した代替資産の取得価額	3,000 万円

⑴ 保険差益金の額

(2,000 万円－50 万円)－1,000 万円＝950 万円

⑵　圧縮限度額

950 万円×1,950 万円／(2,000 万円－50 万円)

＝950 万円

〔手続き〕

この圧縮記帳の適用を受けるためには、原則として、確定申告書に圧縮記帳または特別勘定経理額の損金算入についての明細（別表 13（2））を記載して添付することが必要です。

〔根拠法令等〕

法法 47、48、49、法令 84、84 の 2、85、86、87、89

※コラム記事の数値は、上記タックスアンサーと同じです。

【参考】知らないと怖い！失火法って何？

セコム損害保険ＨＰ

https://www.secom-sonpo.co.jp/anshinmyhome/research/039/

こちらの記事内のアンケート（2015）では、失火法について「知っている 17%」「知らない 83%」だそうです。